

法人選考委員会  
会長 安藤 和彦殿

平成21年 3月 5日  
横島保育所 対策委員会  
委員長 菊川 恵理子

## 応募にあたっての保育所運営の条件について

この度は横島保育所民営化に伴う法人選定にご尽力頂き誠にありがとうございます。  
第二回選考委員会資料(別紙1)に対しまして、クラス別学習会等を行い保護者の意見を  
集約しました。移管先法人選考に反映して頂きたく要望事項を提出致します。  
何卒ご高察賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 1. 全般的事項

- ④ 保護者ニーズに配慮した保育所運営に努めることを目的に、保護者の意見や要望を  
聴取し、相互の園運営への認識を共有するため、保護者・法人・宇治市の三者による  
懇談会を移管決定後より実施するとともに、移管後においても継続して実施すること。  
⇒ 移管までの懇談会には現横島保育所の職員も参加すること。
- ⑥ 保護者会活動が継続して運営できるようにするとともに、保護者の意見が反映できる  
ように努めること。  
⇒ 保護者会に保育所の居室及び備品の使用を従来通り認めること。(夜間含む)  
連合保護者会への参加を保証しそれを妨げぬこと。

### 2. 保育所運営に関すること

- ① 保育定員は現在より20人以上の増を図ること。  
⇒ 年度途中のクラス移動をしないこと。  
定員以上の受入をしないこと。(私的入所をしないこと)  
年長クラスは就学準備のため混合クラスはつぐらないこと。
- ② 移管保育所の施設長及び主任保育士は当該保育所の専任であること。  
⇒ 保育資格を有し、保育経験施設長 20年 主任 15年以上の者とすること。
- ③ 保育士の配置等、保育所の運営については、国の最低基準を遵守するとともに、  
保育士の年齢構成についてはバランスのとれた配置とすること。  
⇒ 国の最低基準ではなく、従来通りの宇治公立の配置基準に従うこと。  
保育経験年数については10年以上3割、5年以上2割、未経験者(新規採用者)  
1割とし、調理師、栄養士、用務員を配置すること。
- ④ 年末年始、日曜日及び国民の祝日以外に、休所日については、事前に  
保護者の希望を聞かない一方的な休所日を設定しないこと。  
⇒ 休所日は従来通りとし、保育参観、運動会等の保護者参加行事は  
土曜日とすること。
- ⑤ 移管前の保育所が行っていた障害児保育、乳児(産休明け保育含む)保育  
保育所地域活動事業を継続すること。  
⇒ 障害児保育については現状通り加配保育士を配置し、受入人数を減らさないこと。
- ⑥ 主食を含む給食を継続するとともに、離乳食などの対応を行うこと。  
また、食物アレルギーに対する対応等に配慮すること。  
⇒ 自園の調理室にて調理すること。  
アレルギー食についても完全給食を望むが、少なくとも現状以上に保護者負担が  
増えないよう配慮すること。  
献立は現状通り宇治市の献立に従い、食材は安全なものを使用すること。  
離乳食及び除去食については調理師・栄養士・保育士・保護者の四者の話し合い  
のもとに進めること。

2. 保育所運営に関すること

- ⑦ 午前7時から午後7時を下回らない開所時間の長時間保育及び一時保育を実施すること。
  - ⇒ 土曜日についても平日同様の保育時間とすること。
  - 一時保育については移管直後の過渡期においては実施を見合わせる事。
  - また、保育時間延長に伴う臨時徴収をしないこと。
- ⑧ 保育実施については、保育指針を遵守すること。
  - ⇒ 現榎島保育所で行っている年間行事は従来通り実施すること。
  - (ふれあい事業、野菜作り、陶芸教室、消防署参加による避難訓練等)
- ⑨ 移管前と比べて保護者負担が多くならないように努めること。
  - ⇒ 制服、体操服などの購入がないようにすること。
  - お道具箱、鞆、帽子等は現在のものをそのまま使用できるようにすること。
  - 冷暖房費等の設備代を徴収しないこと。
- ⑩ 宇治市との民営化にかかる引継ぎを実施するので、保育所職員の配置が可能であること。なお、引継ぎ保育の期間及び具体的な方法等については、保護者・法人・宇治市との協議により決定する。
  - ⇒ 引継ぎに関する協議については現榎島保育所の職員も参加すること。
  - 移管後も定期的に保護者・法人・宇治市の三者懇談会を行うこと。
  - また、引継ぎに関しては保育の支障のないよう人的配置を行うこと。

その他 宗教的活動、英才教育を行わないこと。  
施設建設計画に送迎用駐車場・畑・プールを配置すること。

以上